

## 平成23年度 第3回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成23年11月14日（月） 午後2時00分～午後4時35分

【開催場所】 高崎市役所・第171会議室（17階）

【出席委員】 計22名

委員 井上 昭子	委員 井上 謙一	委員 井上 光弘
委員 岩田 満	委員 江原 洋一	委員 大川原 紀美子
委員 大河原 重雄	委員 大屋 幸枝	委員 長壁 真樹
委員 金井 敏	委員 駒井 和子	委員 曾根 哲夫
委員 高木 高臣	委員 竹部 省三	委員 田端 俊一
委員 中島 英明	委員 平野 勝海	委員 藤田 東洋子
委員 松本 富佐子	委員 三木 富司	委員 紋谷 光徳
委員 吉池 松枝		

【欠席委員】 計1名

委員 神保 健一

【事務局職員出席者】 全27名

福祉部長 石綿和夫 長寿社会課長 清水敏博 介護保険室長 青山路子  
担当係長（長寿社会課）新井史代 都丸知子 福島優 中西富士子 小山治子  
（介護保険室）田村洋子 佐鳥久 生方忠義 宮下明子 前田恵子  
各支所担当職員 11名  
他事務局担当職員 3名

【公開・非公開区分】 公開

傍聴者7名

【所管部課】 福祉部長寿社会課

【議事等】 1) 高崎市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）について  
2) 第5期における介護給付費及び介護保険料について  
3) 高崎市高齢者生活実態調査について  
4) その他

### 議事1 高崎市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）について

議長 まず、議題の（1）ということで、高崎市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）について、事務局より説明をお願いします。

—高崎市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の進捗状況について事務局より説明（会議資料1・資料1補足資料・資料1意見書）

議長 素案につきまして、今、事務局から説明をいただきました。この内容について皆さ

んからご意見いただきたいのですけれども、多岐にわたっていますのでいくつかに分けて聴きたいのですが、まずひとつは、今回計画の名称として高崎市高齢者安心プランという名前がついております。従来ですと高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画ということで法律名がついていたわけですがけれども、もう少し親しみやすくということもありまして、名称をつけましたがこちらについてはいかがでしょうか。

委員A 誰でもわかっていいんじゃないんですか。

議長 高齢者というのも付いてますので、他の計画とのすみわけもできますし、高齢者の計画ということもわかります。特に「安心」というところも入っていて、趣旨にも合致するというので、異論はございませんでしょうか。それではこの名称で第5期の計画を進めたいと思います。ありがとうございます。それから骨子ですね。目次の部分です。先程A3版の大きなもので第4期との比較を出していただいたのですけれども、こちらの方は順番として総論があり、計画の背景、理念を説明した上で各論に入るという形ですがけれども、こちらの組み立て方についてはいかがでしょうか。第4期はサービスを中心に、比較的目標などを明確にするということであったわけですが、今回高崎市が進める高齢者施策の全般がわかるような理念的なものも含めて示したということですが。最初の方にもってきたということですがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは目次のとおり、この骨子で進めていければと思います。続きまして、5ページに掲げております基本理念です。二重の太書きで囲ってありますけれども、住み慣れた地域でいきいきと輝くための安心生活社会の実現という、この高齢者安心プランのコンセプトの方はいかがでしょうか。介護の問題もあり、自立も含め、あるいは元気な高齢者を支援することも含めて、いきいきと輝くということで表現しているわけですがけれども、よろしいでしょうか。では、こちらで基本理念ということで進めていければと思います。さてそれでは5ページ、6ページの基本方針、あるいはこれに基づきますプロジェクトということで、18ページまで記載がございます。こちらの方の考え方あるいは重点施策の並べ方、文言などにつきまして、いかがでしょうか。

委員B 私の感想では前期に比べて非常にわかりやすく、すばらしいという感想をもちました。プロジェクトの設定のところで1つ伺いたいのですが、例えば1番の生きがいをもっていきいきと暮らすことができる安心生活の推進の担い手はもしかして2番の介護予防の、例えばサロンの担い手であったりするわけですが、何が言いたいかという1番、2番または4番、それぞれにわたってそのプロジェクトが独立性は当然もっていますけれども、横断的に各プロジェクトを統合、または情報の一元化、または効率的なプロジェクトとしてコーディネーターを発揮するために、このプロジェクトをまとめるプロジェクトみたいなものをお考えしているのかどうかお聞かせください。

議長 基本理念につきまして、それぞれ柱立てしているわけですがけれども、こちらをいわゆる横断的にまとめてみる。そういった仕掛けみたいなものはいかがでしょうか。

事務局 第4期を基に今回、検討部会で委員さん達にどのような形に検討していただくか、非常に組み合わせが難しかったということがありまして、第4期から少し離れて作っているのですが、横断的というか、確かにどれにも係るということは承知はしていますが、

横断的なプロジェクトということは今のところ考えていません。縦割りにならないような形でプロジェクトということで出すのか、そうではなくて、方法論として内規的な形で示させていただくという形でよろしいでしょうか。

委員B このプロジェクトが定期的開催され、これが一体になって集まって、そのへの効率化とワンストップサービスにおいて全体を把握するような、そういう形が無いと独自に動いていく中で案外、同じようなことをしていることはないのかなと。

事務局 それが介護保険運営協議会になると思いますが、今までは、年に1回評価シートで個々の事業を評価していたというような形をとってしまってますけれども、今後はこういったところで計画書に基づいて、それぞれの事業について随時、ご報告させていただき、横断的な形で報告とともに評価もしていただければと考えております。

委員C 27ページに下の段に、「介護予防サポーターのための活動マニュアルを作成します」というのがありますが、サロンをもうちょっと充実させて欲しいなというのが個人的な考えなんです。介護相談員制度が始まって3年程私もさせていただきました。今、どんな活動をしているかは存じ上げておりませんが、最初の頃は施設訪問が主だったんですね。そうしますと、施設の方もげん顔をしますし、それから利用者の方も本音を話してくださらない。やっぱりサロンの人間関係ができて信頼関係が築いていければ、この人なら困ったことを話してもいいかな、というふうな信頼関係ができて初めて問題点を発見することができるんじゃないかと思えます。常設サロンもここに出ていますので、是非、地域ごとに常設サロンができたらいいなというふうに思っております。

議長 ありがとうございます。今の話はサロンの充実というところで力を入れたらどうかということです。その前の話は、実は組み立て方として、重点施策を各プロジェクトと、こういう名称になっていて、プロジェクトという言い方が馴染むかどうかというのが若干違和感があったりして、つまりプロジェクトというのは何かと言うと、事業を集中的にやりましょうっていうことで、いろんな施策がある中で、いくつかプロジェクトがあるよ、というのが今までのスタンスだったと思いますが、全てプロジェクトになっているということでも、そこを横串するような仕掛けがないかというご提案だったと思います。中に入ってくる要介護、要支援あるいは介護予防という視点であれば、地域包括支援センターが拠点なり、あるいはいろいろな事業活動を進めていくときの横断的な相談窓口ということになってくるのかなと読めるわけなのですけれども、そこを改めてもう1個プロジェクトを作るというのはちょっと難しいと思います。

委員B 地域包括支援センターの役割っていうのは当然ありますけれども、たまたま地域包括センターっていうのは3番に入っていて、包括支援センターそのものを評価しないというのはイメージとしてこのプロジェクトというのは行政の方が独自に行政の方だけで施策としてやっていくというイメージかと。プロジェクトの中に学識経験者の先生が入って、それでプロジェクトチームを作っていくというふうなイメージだったものですから、これは行政の職員だけで、こうプロジェクトをやるだけであれば当然それは可能かと思えます。それに市民が入ったり、学識経験者が入っ

たりするのであればそこはそういうかたちにすべきかなと思います。この介護保険事業計画の運営委員会さんはもう少し全体的に総括的に意見を言う場所であって、プロジェクトそのものの、もしも同じ土壌に上がるとすればもう少し専門分野というかそこをもう少しつっこんだ部分のプロジェクトをまとめる何か欲しいと思います。

議長 プロジェクトという言葉がちょっと混乱しているようです。整理していただけますか。

事務局 プロジェクトを何か組んでやるっていう意味ではなくて、施策、行動を具体化したものにプロジェクトという名称をつけて記載しています。硬くいえば施策ということなのですけれども、本当ですとこの四角はなくて、(1)から(4)が施策になるというような形なのですけれども、その中間に(1)から(4)の施策を取りまとめたものを付けた形で記載をしているもので、プロジェクトとして何か動くとかそういういった意味合いではありません。

議長 プロジェクトは私もちょっと最初はどうかかなと思ったんですけれども、理解としてはですね、大見出し、中見出し、小見出しみたいな感じで考えると大見出しがその基本理念の住み慣れた地域でいきいきと輝くための安心生活社会の実現と、中見出しが、例えば「生きがいを持っていきいきと暮らすことができる安心生活の推進」の小見出しが(1)の高齢者の社会参加支援。ちょうど中見出しのいわば説明的なキャッチフレーズ的なものがこの二重の四角で書いてあるなんとかプロジェクトと、こういうふうに書いてあるのかなと理解したのですけれども、よろしいでしょうか。そんな感じでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員D 5ページのですよね、基本方針の中に、3の「地域ぐるみで見守り・・・」というのがあるのですけれども、これはどういうところを地域と言うのでしょうか。広い範囲があるわけですね。どういう人が、どのように推進していくのか私にはわからないんですけれども。

議長 16ページにあります3番の「地域ぐるみで見守り、支えあい、助け合う、安心生活の推進」というところで、具体的な小見出しとしては(1)の地域包括があり、(2)で地域で支えあう仕組づくり。と(3)の地域福祉の実現と(4)が医療との連携強化。こういう中身になっております。私も実はここは中見出しの付け方が、ちょっと分かりにくいという感じがしまして、中身を見ますと、今の(1)から(4)まで読み上げましたが、中身を見るとやはり専門職としての支援強化とそれから民間団体との連携と。あるいは協働という内容になっているわけです。ここの見守り、支え合い、助け合うっていうところになりますと、どちらかと言うと中見出しの2番やあるいは中見出しの4番ですね。住み慣れた地域でという具体的な支援策をイメージしてしまいますので、3番の地域ぐるみっていうところと4番の住み慣れた地域でっていうところが、見出し的にはすみわけがしにくい内容かなというふうには思っています。そんな点のご指摘なんだと思いますが。

委員D 中心になってどなたが推進していくかっていうことが具体的に示されていないので、例えば長寿会が中心になってこういうことをやるとか、例えば区長会がこういう

ことをして、育成会がこういうことをして、というような具体性がちょっと欠けると私は思いました。

議長 市の施策ですので、おそらく各種団体が、こういうふうにしてほしいと、こういうふうにした方がいいんだよとか書きづらい部分があって、それを各種団体が自らこうにしたいというのを表明する必要があるわけですね。ここに書き込む記載としては市役所として各種団体をどう支援しようかという中身になってくるんじゃないかと思えますね。ただ、ご指摘のとおりやはり誰が主体になって、地域ぐるみで見守りするのかとそういう視点はとても大事ですので、これは各論の方にありまして、それほど書き忘れていたようには見えなかったと思います。こちらの方でもう1回見ていただければ。もし、それでも書き足らないよということであればご指摘いただければと思います。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

委員E 29ページのふれあいの家事業の関係の3箇所常設サロンのNPOの具体的な状況を伺えれば。

議長 サロンについて、お願いします。

事務局 はい、サロンについては、倉賀野地区と矢中地区と北地区の3つのNPO法人さんが運営をしております。

議長 NPO法人名はわかりますか。

事務局 倉賀野がおたがいさまというサロン。矢中がゆうゆう。北地区が女性懇話会がやっているサロンになります。

委員E 市の補助率はどういうんですか。

事務局 1箇所につき年間で210万程度の補助をしています。

議長 他にはいかがでしょうか。

委員E ページ忘れたんですが、農協協同組合っていうのがあったんですけども。農業協同組合の間違いかと思うんですけども。

事務局 すいません。訂正いたします。

議長 36ページの点線の四角の中の下から4行目ですね。農協協同組合。

委員E この部分のですね、認知症高齢者グループホームになっていますが、他のところは共同生活介護とあるんですが、どちらかに統一した方がいいかと思うんですけども、お願いします。

議長 グループホームという名称と共同生活介護。きちんと法律に明記している名称があればそちらの方を採用したいと思います。例えばケアマネージャーもそうですね。ケアマネージャーって言うのは通称でございますので、介護支援専門員と記載をする方がよろしいかと思えます。その統一はお願いいたします。他にはいかがでしょうか。

委員E 表示の仕方、15ページの1番から6番に向かっているんだよというような書き方、例えば矢印は双方向に向くんじゃないのか。

議長 今のご指摘は15ページの重点施策の並び方が矢印がだんだん下に向かっているという形になっていますが、これはそれぞれで関連してくるというような双方向の矢印の方がいいんじゃないかということです。あえて矢印を入れる必要があるかどうか。必要無いでしょうかね。じゃあこれは矢印を取るということで。他にはいかがでしょうか。

委員C プロジェクトが先程問題になりましたけれども、未来に向かってこのプロジェクトが確立できればいいなというふうに思えます。

議長 この重点施策がきちんと遂行されるようにということですね。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。私の方としては先程、ちょっと説明がありましたが、17ページの中見出し5ですね。「認知症になっても・・・」というところの(4)に権利擁護が入っていますが、この権利擁護というのが、認知症の問題だけではなくて、高齢者全般の問題ですので、中見出し3の地域包括ケアのところに入れるなどの方がよろしいかなというふうに思えます。いかがでしょうか。例えば成年後見などもこれからは、市民後見のところを書いてありますが、認知症の問題だけではなくて、虐待の問題も含め、あるいは要支援等に係っても必要だというふうに思えますので、全般についてもですから、別立ての方がよろしいかと思えます。他にはいかがでしょうか。

委員F 42ページのオレンジボランティアの導入のところについて、オレンジサポーターの中でもうちょっと認知症の方をサポートしていきたいという人がオレンジボランティアになっていただいているということなんですけれども、全般的な他の高齢者にもボランティアするのでしょうか。

議長 このオレンジボランティアですね。42ページにありますけれども。これについての位置付けはどうするのか、ということでしょうか。

事務局 現在の段階では、お話いただいたように、ボランティアさん自身は認知症サポーターの講習を受けた後にさらにフォローアップ研修を受けた方になっていただくわけなんですけれども、訪問する対象となる高齢者の方は認知症というふうに言ってしまうと、オレンジボランティアが行ってる方は、認知症なのだというふうに地域から見られてしまうという危惧というか偏見等がありますので、そ

ういうことも含め、全般的に高齢者を今のところ検討しているんですが、また皆様のご意見をいただきながら対象者については検討していきたいと考えております。

議長 よろしいでしょうか。お願いします。

委員G 先程の権利擁護のところですけども（60ページ）。高齢者虐待への対応強化というところの項目を見ますと、予防対応マニュアルで、迅速な対応ができるよというというのは、介護予防をするためと、それから外に向かったのマニュアルというはできていないというふうに向っているんですけども、この中で見ると、予防という観点では対応強化になっていますけれど、実際に虐待というものが起こったときに、どのように地域包括あるいは高崎市は対応するかという具体的なものは無いような気がします。現実にはまだいろいろな形で虐待とかネグレクトとか起こっていますので、具体的な対応策というのは是非必要だと思います。

議長 ありがとうございます。私も少しここは気になりまして、ひとつは虐待家庭への介入と問題解決を図るということがたぶん市役所としての使命になるわけですから、こここのところを入れる必要があるんじゃないかということですね。もう少し加えて言いますと、その前の問題解決は市役所だけでは難しいので、包括プラス例えば援助チームなどを組んで、警察とか病院とか民生委員、あるいは弁護士などもチーム対応っていうのも包括と共に必要になってくるのではないかと考えております。もしそうであれば、例えば地域包括支援センターがその高齢者虐待の窓口であるということを明確に位置づけてPRするという事も大事なのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

事務局 はい、ご指摘のように、22年度に内部の高齢者虐待対応マニュアルということで地域包括支援センターあるいは長寿社会課の中で虐待が発生した時にどのように対応していくか、必要な支援をどのように行っていくか、警察などとの連携につきましてマニュアルを作成し、それに基づきまして現在のところ対応しております。内部のマニュアルはできたんですけども、やはり予防という視点で市民、あるいは事業所向けに、こういうケースがあったら虐待の疑いがあるので相談してくださいというような外部向けのパンフレットの作成を検討しているところですので、そういう方向で実際起こった時の対応と、市民あるいは事業所からの情報が早く地域包括に来るようにできるよう考えています。確かに窓口が地域包括というのが、まだなかなか皆様に伝わっていないようでしたら、その辺のパンフレットの中に盛り込んだ外部向けのものを検討していきたいと思っております。

議長 よろしいでしょうか。PRの部分とそれから虐待に対しても問題に取り組むということですね。

委員A 虐待との関連の中で考えていかなければならないと思うのが17ページにある

下から8行目ぐらいですか、在宅介護の家族への支援っていうことがあるんですけども、その虐待との関連の中で具体的な展開がなされているんでしょうか。

事務局 今年度、認知症相談に引き続きまして、認知症家族のつどいということで定期的に月1回市役所全体で市全体で行っているのと、あとは群馬地域でも事業、特別な補助金をもらって認知症の高齢者を抱える家族のサロンっていうのを行っておりまして、数的には少ないのですけれども、それを来年度だんだんに広めていきたいというふうに考えております。

委員A 深刻な問題ですよ。

議長 今の55ページのところに下の方に④番、家族への支援というところに載っています。このところに市役所がやっている相談なども含めてやっていますということがあります。今のお話のように群馬地区では、「ぬくもり」という認知症介護者応援サロンを6月から開始しております。こういった精力的な取り組みも例えば他の地域に波及させるとか、あるいは圏域ごとに組織をして体制をつくるのか、または包括の連携ですね、こういった点もとても大事ではないかと思っています。今また包括の話が出ましたが、58ページのところにそのオレンジボランティアについて記載がございまして、こちらの③番目に登録したオレンジボランティアを日常生活圏域で地域包括支援センターなどが希望する家族との調整を行うとなっておりますので、これは地域包括支援センターがオレンジボランティアを組織してコーディネートしながら次の○に書いてある自宅の定期訪問っていうのも実施すると書いてあります。そういう家族の方の支援をオレンジボランティアを中心にやっていくということも一応、目標として書かれています。

委員A 介護の当事者は、何かもう息詰まっていて、サポートの情報とかそういうものに目を向ける余裕の無い人が結構多いんですよ。その点のやっぱり掘り起こしと言うのは難しいことですね。

議長 そうですね、そのへんの51ページから始まるこの認知症の早期発見、やっぱり市民への啓発活動も含めてまだまだ不十分な部分があるということでしょうか。ありがとうございました。他には。

委員H オレンジボランティアの導入のお話が出ていますのですけれども、オレンジボランティアとはそもそも認知症の研修を受けてボランティアとしてフォローアップを受けた方達がオレンジボランティアという名称をつけたのですけれども、この計画を見させていただきますと、認知症に限らず、さっきオレンジボランティアが行ってるから認知症だとかお話をしたのですけれども、今後は高崎市としてオレンジボランティアをいろんなところに1人暮らしの高齢者の見守りとかそういうところで使っていく方向性があるということですか。そうしたら養成の内容がまた変わってきますので、そのところをちょっとはっきりしていただいて、オレンジボランティアの養成の内容も、もう1回検討し直したりやっていかないと、あっちこっちで使われてもちょっとどうかなと今、危惧しております。



議長 ありがとうございます。オレンジボランティアの養成というところも含めてあるのですけれども、例えば35ページですが、これは地域ぐるみでどう見守るかというところも含めてなのですから、目標の中の二重丸の3つめに「市が養成した介護予防サポーターやオレンジボランティアなどに地域包括支援センターの協力者としての役割を担ってもらえるようにします。」ということが書かれています。その下には地域ケア会議の事が書かれておりまして、関係者や関係機関とネットワークを作っていくということでございます。そうしますと、やはり日常生活圏域ごとに介護予防サポーターなりオレンジボランティアなり、あるいは場合によっては既存のボランティア組織、自治組織ですね、それから今やっている地域たすけあい会議の意味、あるいはここに書いてある地域ケア会議、様々な組織や仕掛けがあるものですから、そこを上手く、どう整理をして機能させていくかということになりますね。この中でオレンジボランティアの役割、介サポの役割、っていうのが明確にならないと、なんか同じようなことをやっていて、困っちゃうっていうことも出てくるのではないかと思います。ありがとうございました。

委員B 今回の意見にありました、介護予防サポーターとオレンジボランティアですが、たぶんオレンジボランティアが600人と介護予防サポーターのフォローアップ受けられた方が400人、両方で約1,000人。その1,000人の方が住民主体の気持ちで担い手になるということが大事で、行政側から、あなたはこっちでやってくださいとかよりは、その人達の主体でどこへ行くかということを決めた方が続くかなと思います。その400人と600人の中の約何割ぐらいが介護予防サポーターとダブっているのですか。錯綜している部分もあって、それに民生委員さんもおられますので、とにかくそういう社会資源をどんどん増やしていくっていうことは非常に素晴らしいと思いますが、どうもこれ見ると介護予防サポーターとオレンジボランティアの役割を分担し合うという、その担当は違うのですけれども、そこはもう少し明確に、皆さんおっしゃるように両方含めて地域の担い手みたいな形の方がよろしいんじゃないかというふうに思います。

議長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員C 認知症の人にとって経済的虐待っていう問題もあるんですね。目に見えない、表に出てこないんですけれども、そのことにも取り組んでいただきたいと思います。

議長 虐待について、特に子どもと違って、高齢者の場合、経済的虐待があるっていうことで、そちらの方も対応できればというふうに思います。他に発言されていない方、いかがでしょうか。

委員I 地域ぐるみっていう言葉と、住み慣れた地域っていう言葉。これはどう違うんですか。どういうものを想定して地域ぐるみと言っているんですか。それから地域包括支援センターが高崎市内に3箇所、あと各地域に1箇所ずつありますが、その存

在場所が書かれていない。そういうことも必要なんじゃないかと思います。

議長 ありがとうございます。とても大事なことだと思います。まず1つの言葉の問題ですが、3の地域ぐるみっていうところですね、あと4番の住み慣れた地域というところですけども、私の方もこういう視点でということをお示ししたと思うんですが、3番のところは地域包括ケアというものに照らして日常生活圏域で地域包括支援センターなどが中心となって高齢者の支え合いとか、あるいは次のページになるのでしょうか、社会福祉協議会による支援、医療との連携、地域の中でお互い連携するっていう仕組みというものを作ったらどうかということですね。これが地域ぐるみという言葉で表現されているんだと思います。4番の住み慣れた地域でというのは、こちらは地域包括ケアの概念で新しく生活支援という視点で地域で暮らすための仕掛けをどう作っていくかということについて書かれていると思います。ですから住み慣れた地域という愛称がついているのではないかと思います。今の指摘のように、どこに地域包括支援センターがあるのかということ、そして今後取り組めればなど思っているのは、1番から15番で圏域の番号がついているというのもどうなのかということ。それから旧市内は9つありますが、実際には地域包括支援センターは3箇所にあるということですね、それから日常生活圏域という考え方自体が、国の方は30分でかけつけられるという、これはお年寄りの方が30分でかけつけられるというのが中学校区くらいの広さでいいのかどうかということもありまして、このことは来期の第6期に向けまして検討していくという方向性が示されていていいですし、整備ということも改めて議論する必要があるのではないかと思うのですが、まず最初にその言葉の問題については事務局の方はいかがでしょうか。3番、地域ぐるみと、住み慣れた地域、どうでしょうか。

事務局 今、金井会長にご説明していただいたとおりの考え方なのでですけども、その地域と地域ぐるみの地域っていうのが、先程、36ページにもあったんですけど、地域ネットワークを作る事例として出しているのですが、というよりも地域にある様々な社会資源全てで見守っていきましょうという、土壌作りというのでしょうか、そういった社会の実現っていう意味での地域ぐるみという意味合いです。住み慣れた地域っていうのは、金井会長がおっしゃったようにどちらかというと場所的なこと、地域ぐるみの地域っていうのはどちらかというとこうソフト的なことで、その場所で自立しながらやれるというような感じなのです。よろしくお願ひします。

議長 3番の地域ぐるみというのは日常生活圏域の中で、専門職や専門機関の団体等がどう連携するのかという職業支援とそれから民間団体の連携、協働ですね。ここの部分を謳っているのが地域ぐるみという理解ですね。4番の住み慣れた地域というのは正に地域で生活支援をしていきましょうっていう具体的な活動内容、サービスのイメージだと思います。そんなふうな整理になるかと思います。

委員 I この住み慣れた地域っていうのはお互い知ってないと。

議長 住み慣れた地域＝日常圏域にした方がいいような気がするのですが、そこは今、住み慣れた地域とちょっと圏域が違うのではないかといいところはあるのではないかと思います。

委員 I 圏域と言いますとかなり広いですよ。住み慣れた地域と言うのもっともっと連結されたもの。私が住んでたところは甘楽郡甘楽町・・・字大類というところで、そこが住み慣れた地域と考えられます。

議長 圏域というのはいろいろな設定が必要で、隣保班といいますか班とか組のレベルもありますし、その上の町、なんとか町というレベルのものもありますし、さらに小学校区ですとか中学校区、あるいはブロック、支所レベルがあって、いろんな圏域のレベルがあるというふうに考えてほしいと思います。ただ、日常生活圏域とつける場合には、やはり小学校区ぐらいですね、まあお散歩ができるぐらいです。

委員 I 小学校区でもお互い知らないですよ。

議長 小学校区でも広いと。これからも議論が必要なところだと思います。ありがとうございます。その他にご意見いかがでしょうか。民生委員の方にお伺したいのですが、38ページのところで、民生委員の役割が書かれておりますので、37ページの民生委員との協働、そして目標が38ページに書かれておりますけれども、このところで、何かご意見、ありますか。私がちょっと懸念しておりますのが、目標の二重丸の3つ目に、民生委員に対して介護予防サポーターへの登録、民生委員がまず登録すべきではないかと書かれているところあたり、民生委員さんも非常に職務が広くて、高齢だけではなく、障害、子どもの部分、地域への活動へさらに展開していますので、民生委員は登録するということをごんごんに受け止めるかなと思ひまして。素朴な疑問なのですけれども、いかがでしょうか。

委員 J 民生委員としましては地域に密着しまして、ここに書かれているようないきいきサロンですとか、オレンジリングの認知症サポーター、そういったものにつきましては、熱心に取り組んでいますので、地域に密着した形で今までどおりやっていきたいと思ひています。

議長 介護予防サポーターになっていただきたいということもありますけれども、市内の民生委員600、もっといらっしやるんでしたっけ。高崎は。

委員 J はい。

議長 全員が介護予防サポーターになるという方針ですよ。そろそろ1時間半くらいになるんですけども、何かいかがでしょうか。

委員H すみません。6番の介護状態になっても・・・で、18ページなんですけれども、介護サービス基盤の整備充実プロジェクトの7番、8番。たぶん意向調査を受けまして、県の方でも調査をされているんですけれども、市の方としては地域巡回・随時対応型訪問介護の複合型サービス。地域密着に夜間対応型訪問介護とあったんですけれども、このサービスが全く使われていないし、登録されていない中で、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護。これに対して市の方はどういうふうな数値を挙げていかれるのか、お聞きできればと思います。

議長 具体的には72ページのところになりますね。⑦の定期巡回・随時対応型訪問。

事務局 こちらについてはこのとおりで、数字的にはこちらに記載をする予定はございません。ただ、今後ですね、そういった必要性はあるんですけれども、事業者の関係もありますし、そのニーズ、利用される方がいるかどうか、そういったところも含めてですね、こういうサービスがあるんだということで掲載させていただいておりますけれども、今後、導入は必要だと思うんですけれども、ニーズ把握もそうですけれども、事業者さんの理解もありますので、そういったことを含めて、事業者さんと一緒に検討はしていきたいと考えておりますので、数字を入れる予定はございません。

議長 他のところは目標という形で数字は入っていますが、そちらの方は目標は無しということで、検討していくという記載です。他にはいかがでしょうか。

委員I 38ページです。目標のところですけども、「公民館や長寿センターなどの公共施設のほか、地域で行われているサロンなどにおいて高齢者と子ども、子育て世代が交流を図れる仕組みづくりを検討します。」とあるんですけども、これは例えば公共施設、公民館、サロンもしくは集会所の方でやってるんですけど、長寿センターを使う場合は、60歳以上は無料なのですね。ところがその子育て世代っていうと、そういう人達が一緒に長寿センターでやると、活動するとすると、100円ずつ取られますね。入場料が。すごく細かいんですけども、そこらへんはどのように考えているのでしょうか。

議長 そのへんは事務局からお願いします。

事務局 長寿センターでは、長寿センターだよりも時々載るのですが、世代間交流の事業を既に始めていまして、そういった時は子どもでも若い方でも入館料を取らずに、入っていただいて、催し物を皆さんでやっています。

議長 通常長寿センターの利用っていうことでお風呂とかはきちんとお金を取るけれども、他の地域行事などについては利用料は取らないということですね。

委員I あと1点、長寿センターの件ですけども、センターにおいては長寿会でもって売店を運営しているわけですね。結構、お客さん、利用者そういう人達は物を

外から買って持ち込んで食事をするんですけど、飲み物は外から買った方が安いから仕方がないこととは思うのですが、そのあたりは、私は長寿会事務局にいますけれども、できるだけ持ち込み禁止ということにしてもらえないのかと、ちょっと手前勝手なんですけれども、利用する人は外からの衛生上の問題もありますから、外からの持込は禁止というような看板を立てていただければ。

議長 長寿センターにつきましては、今の介護予防の拠点っていうこともありますし、さまざまな活用方法がこれから考えられるんだと思うんですね。そのへんも含めて利用方法、活用ということも検討が必要だと思います。

事務局 ただ今のご質問なんですけれども、長寿センターの運営につきましては、長寿センターの運営委員会というのがございまして、そちらで協議していただいくのがよろしいかと思えます。それから、今、会長の方からもお話がありましたように、これからの長寿センターのあり方はどうあるべきかということを考えていくべきではないかと思えます。今までどおりですと、お風呂に入ってカラオケをされて、いろんな教室もあるんですけれども、そこにもっと人が集まっていくとか、世代間交流とかこういう活用をどうしていくかということこれから考えていくのが大事なんじゃないかと考えておまして、そのひとつの方策として拠点作りを目指して、検討しているところでございます。

議長 ありがとうございます。長寿会の支援というところでもたぶん入ってくる問題ではないかなと思えます。ありがとうございます。またお気づきの点があれば、今日は封筒と用紙が用意されまして、細かい点のご指摘がありましたらお寄せいただきたいということでございます。書ききれない部分はまた別紙等付けてもよろしいわけですね。そんなかたちで、いかがでしょうか。体系的なものはこれで、了承していただいて、各論につきましては、また皆さんの意見をいただきながら修正していくということで、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは続きまして（２）がありまして、こちら第５期における介護給付費及び介護保険料について、今回資料がございまして、そちらの方、事務局から説明をお願いいたします。

#### 一第５期における介護給付費及び介護保険料について事務局より説明（会議資料２）

議長 説明ありがとうございます。大変悩ましい説明だったと思えますけれども、高崎市としてなるべく低所得者に負担が掛からないように配慮していきながらさまざまな準備金を取り崩したりしてきたわけなんですけれども、ここに至ってもう財源も逼迫してきているという中で、さらに要介護者が増えるという人口構成の見通しの中で、どうしていかうかということでもあります。今、説明していただいて、保険料がたぶん５，０００円以上になってしまうんじゃないかということですね。厚労省の方も全国的に５，０００円を超えざるを得ないということをおっしゃるけれども、高崎の方でも例外ではないってということになりそうです。今、ご説明をいただきましたけれども、まだ金額は確定していませんが、説明を聞いた中で何か質問等あれ

ばお願いいたします。

委員 I よろしいですか。この表の中で190万円以上400万円っていう数字がありますね、それから第7段階っていうのが400万円以上1,000万円未満っていうところで区切られているのですが、これはもっと段階的にすることはできないのですか。

事務局 これはできます。

委員 I 400万円の人と実際に1,000万円の人と190万円の人が同じ負担になるわけですね。それはさっきの弱者云々の話がありましたけれども、そのへんはどうなるのですか。

事務局 さまざまな試算をさせていただいている中で、こちらを200万円区切りで区切っていった場合はどうかとか、負担能力に応じたかたちで区切らせていただいている、第7所得段階については幅が非常に広いんですね。ここを細分化するというので、計算をしてもですね、ちょっと言葉は悪いんですけども、この段階にいらっしゃる方の人口が非常に少ないので、ここを細分化しても基準額の引き下げにはなりません。逆に上がってしまいます。と言うのは、400万円から600万円の方というのは175%ではなくなるわけですよ。上限を200%ではなく、300%にしていよということであれば175%とか200%、225%とかというような算出割合で出すことができるわけなので、ただ、それをですね、全くご利用なさっていない方からですね、年額30万円、40万円の介護保険料をお支払いいただくということがご理解いただけるかどうか、いう部分もございます。ちなみに所得税の税率が変わる高崎基準というのを作ってもいいんじゃないか、まず公的年金収入が120万円以下でしたら非課税になるわけなので、120万円。その次は国が決めた190万円。次は300万円から410万円というのが所得税において、税率が変わる基準になっております。そこのところを310万円、440万円、770万円というような770万円以上は非常に高い税率が掛かっていらっしゃる方達だと思いますけれども、そういうような分け方で、分ければですね、若干基準額が下がります。要は高崎の人口の構成でどこが一番人口が多いのかという部分なので、第4所得段階、本人非課税の方以下、ちなみに10月1日で押さえたところの85,000人中の62,000人が第4所得段階以下でございまして、その他の方達というのが第5所得段階以上の方ですが、その中でも第5、第6所得段階までに含まれる方というのがほとんどを占めておりまして、第7所得段階は2桁に近い数字です。数千人というかたちです。第8所得段階の方につきましては750名というような人数になってきているような構成になっておりますので、ここを細分化することによって保険料の基準額が下がるかということ、細分化するとさらに基準額が高くなってしまおうというような結果があります。

委員 I 逆に納める側の負担の問題です。

事務局 それは苦情をいただいておりますので。自分は420円万だ。999万円ある人と同じ金額払わなくちゃいけないのか、というような苦情はだいぶございます。ですのでこのところはより実情に近い形で細分化するということは簡単と云っては語弊がありますけれども、細分化するというのは可能です。

委員 I あまり収入に影響が無い、徴収金額全体に影響を与えないなら細分化した方がいい気がします。

議長 市民の負担というところですね。そこを軽減するというところですが、実際には基準を下げるというところには至らないということですが、保険料を下げるようにはいかないようですね。

委員 K 先程ちょっとお話があったショートステイご利用の時の特別給付の日数というのがありますね。それが介護保険1割、最近特別給付の方2割でもいいのではないかってお話がちょっと出てますよね。

事務局 特別給付ではなくて利用料全体です。特別給付ではないです。特別給付は高崎市独自の制度ですので、特別給付は将来的には廃止させていただきたいというお話はさせていただきました。

委員 K そうですね、私の方が勘違いしたかもしれませんね。そこらへんは特別給付は廃止にもっていく方がいいんじゃないかなと。先が、もう底が見えていますからね。実際に経験してみても本当に使う人はたくさん使ってもらってる。今お話になった払う方ばかりになってしまっていて、将来的にもしかしたら受ける側になるかもしれないけれど、現在の感覚でいくとあまりにも偏っているんじゃないかって感じだなと思います。特別給付もそうだし、他の高崎市独自のサービスも見直した方がよいのではないのでしょうか。

議長 ありがとうございます。

委員 A 私もそう思います。介護保険料を上げないで、要するに負担額をもうちょっと上げるっていう方法をとった方がいいと思います。

議長 はい、どうぞ。

委員 E 今の推計値っていうのはどれくらいなのですか。それからもう1点、前回4期の時にですね、8段階に分けたわけなんですけれども、そのへんで一番苦情があったのはどの階層なのですか。

事務局 苦情が多い階層は、まず第4所得段階です。第4所得段階というのは、実質は第3所得段階、第2所得段階の方達と変わらないんです。世帯員に課税者がいるというだけなんです。今、4期の場合ですね、第2所得段階、第3所得段階を引き下げてしまっておりますので、第4所得段階、世帯員に息子とか孫とか。私は別にそんな全然お金もらってないよ、年金だけで生活してるんだよっていう人達も、一緒に世帯員に課税者がいるというだけで、第4所得段階になっていきますので、そういう方達がなんで倍も保険料を払わなくちゃいけないのだというような苦情が非常に多いです。実際の高齢者の方達にしてみれば、受け取られている年金額は第2所得段階と第3所得段階の人達と同じ金額なので、これはあまり差をつけるべきではない、というふうに考えます。だからあえてそこを下げるというのは全体の基準額を引き上げることになってしまっているのです、基準額の第4所得段階のその基準額自体を引き下げることをするべきなのではないかなというふうに実務をしている者とすれば感じるところです。

委員B もしかしたらそれが1人暮らしの方を増やしている原因になるのか。逆だったら一緒になることもありますよね。全体に給付費、保険料が入ってくる金額が非常に大きい764億円っていうのがわかったんですけども、今、おっしゃっていたように確かに使うのと入るのと。使う側の方の。今、支出の部分で居宅、施設、まあいろいろありますけれども、あとはその中で実際に満額使っているのかどうかっていうことも含めて、そのへんは資料としてはあるのですか。

事務局 支出、これが給付です。これが出ていくもの。実際には入ってくるものは4期で言えば入ってくるものが少ないので、15億円とか投入しなければならない状況です。

議長 実際に出ていく額は第5期になりますと181億円くらい増えるという推計で、保険料を上げざるを得ないというところのいろんな工夫をした上での説明をいただいたということです。ここはやっぱり市民感覚の保険料の設定が必要ですが、たぶん市長の判断なんかもあったり、いろんな判断が入ったりする部分もありますけれども、あるいはちょっと話題になった敬老祝金をですね、9,000万円あるというのをどうするかということもあったり、いろいろな判断があった上でこうした向きになっているということなので、今日、皆さんの意見を伺った上でまた少しでも下げられる部分があれば、議論していただければというところでもあります。他にはいかがでしょうか。

委員H 先程、特別給付の話が出たんですけども、高崎市独自のサービスで、介護保険始まってから、いいサービスだということで高い評価を受けていたんです。実際的に今、お金が足りないからいずれは止めていかなければならない現実もよくわかるのですけれども、本来、高崎市が持っているよい福祉サービスというのが1つずつ減っていってしまうと、よく特別給付を使うことで、在宅で維持できているっていう人もたくさんいらっしゃいます。そのへんも考えて今後、廃止されるまでにはいろいろ検討もしていただけると思うんですけども、それでまた待機者が増えてしまうとか、そういうことだったら悪循環になってしまうし、そのへんのところをよく考えていただいて、今後、検討していただければいいかなと、介護支援専門員の立場から言わせていただきます。



議長 サービス低下にならないような対応が必要だということですね。この介護保険と高齢者福祉計画以外にも、例えば生活保護の問題もありまして、高崎の生活保護は50億円を投入して、支援をしているということなんですけれども、これもまだまだ増えているという現状の中で、一人ひとりをどう支えていくのかということ、それに対して市としてどのくらい財源を用意できて、あるいは市民がどれくらい負担して、あるいはそれを軽減するような地域ぐるみの助け合いがどのくらい必要なのか、そういうことを想像しながら、考えていかなければならない課題でもあるのかなと思います。悩ましいところなんですけれども、保険料についてはそのへんを勘案していただいて、また検討いただければと思います。よろしいでしょうか。 それでは最後ですけれども、(3)ですね。高崎市高齢者生活実態調査結果についてお願いいたします。

### 一高崎市高齢者生活実態調査結果について事務局より説明（会議資料3 資料3-1追加資料）

議長 ありがとうございます。非常に細かい数字がございまして、時間も2時間半で頭を使う限度を超えている状態で協議いただいているんですけれども、またお気づきの点があったらご協議いただきますけれども、今、出たパーセンテージは圏域ごとに割り返してみると、何人ぐらいこういう方がいるんじゃないかっていう予測は立つので、そのへんの数字は圏域ごとに出していただいて、今の圏域ごとの資料にさせていただきたいと思います。たぶん少ないパーセンテージでも人数にすると何百人っていう単位になると思いますので、そのへんの施策は大事かなと思いますし、介護予防やいろんな支援が必要なのは男性であると前期高齢者の若いうちからきちんと対応するというところ、女性の場合は80、85才以上の方に対する支援がとても大事かなというところが見えてくるかなというところだと思います。そこをしっかりともしかしたら介護にならないで暮らしていける方が増えるという指標にはなったかなと思います。ありがとうございます。よろしいでしょうか。 それではですね、あとはこちらの方、今ずっと協議いただきましたこのプランとですね、これの集計の結果などを反映させた総合的な案として、また皆さんの意見をいただいて、本当に忌憚なくいろんな意見をいただければと思います。私の方でもまた見させていただいて長寿社会課と調整しながら最終案を作成していければ、というふうに思っています。今後のスケジュールについて事務局の方からお願いいたします。

事務局 市の政策的なことをやる場合にはパブリックコメントを行うのですが、現在このような状況で素案もまだ不十分な状況です。前回ですと12月の中旬から1月の中旬の1ヶ月をかけてパブリックコメントを行ったわけなのですが、ちょっとずらして、1月の中旬を目途にパブリックコメントを行っていきたいと思っております。まずこの素案を完成させなければならないです。本日、冒頭でも申し上げましたとおり、11月25日までに必着でご意見いただきまして、たぶん調整が必要だと思うので、今、会長にもお話いただきましたが、会長にご一任いただきまして事務局と調整させていただき、パブリックコメントの前に素案の完成版を皆様に郵送でお示しをさせていただくというかたちをとらせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。そういう段取りで一応、最終的な素案をまとめさせていた

だいてパブコメにしたいということです。ご意見の方はこの用紙でなくてもよろしいですね。郵送、FAXなどの手段で届けていただければと思います。パブコメの後のスケジュールは。

事務局 1月の中旬から2月の中旬にパブリックコメントをしまして、それでまた、市民の皆様からご意見いただくとお思います。調整をして、2月の下旬に第4回の介護保険の運営協議会を開催しまして最終的な完成版と言いますか、4月からの計画に向けた検討をさせていただきたいとお思います。よろしくおお願いします。

議長 2月にはまた運協を開きまして最終案を出したいということで、これを議会に提出するんですね。

事務局 3月議会に報告します。

議長 協議ではなくて報告ですね。議会へ報告して確定するということですね。パブリックコメントにかける完成版はいつまでに。

事務局 1月の中旬にパブリックコメントを予定していますので、12月の中旬までに郵送いたします。

議長 12月中旬にパブコメの前の最終版をお届けできるといいかなとお思います。その他はよろしいでしょうか。本当に長時間ご協議していただきましてありがとうございました。